平成２４年９月３日　制定（国空用第２７９号）
平成２４年１０月９日　一部改正（国空用第３４９号）
平成２５年１０月１７日　一部改正（国空用第３１６号）
平成２７年２月３日　一部改正（国空用第６６８号）
平成２８年１０月１３日　一部改正（国空用第４４９号）
平成３０年３月１５日　一部改正（国空用第９２９号）
平成３１年３月６日　一部改正（国空用第８０７号）
令和２年３月６日　一部改正（国空用第７７９号）
令和２年１０月１日　一部改正（国空用第３２５号）
令和３年９月１５日　一部改正（国空用第３３５号）
令和４年９月２９日　一部改正（国空用第４５１号）
令和５年３月８日　一部改正（国空用第８９７号）
令和５年１２月２１日　一部改正（国空用第５８２号）
令和８年２月１７日　一部改正（国空用第８６３号）
令和８年８月２０日　一部改正（国空用第３９３号）

飛行計画記入・通報要領

航空局交通管制部運用課長

１．目的

この要領は、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第９７条及び航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）第２０３条の規定により、航空機が国土交通大臣に通報する飛行計画に関して、具体的な記入の内容及び通報の方法を定めることにより、適切な内容による確実な飛行計画の通報がなされることを目的とする。

２．適用

この要領は、航空法第９７条及び航空法施行規則第２０３条の規定に基づき国土交通大臣に飛行計画を通報する航空機（運航者）に適用する。

なお、飛行計画の記入の内容及び通報の方法に関して、本要領とは別に定めがある場合には、その定めによるものとする。

３．定義

この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）移動開始時刻　航空機が出発のために移動を開始する予定時刻をい

う。

（２）スルーフライトプラン　中間着陸地点経由飛行において、各飛行区間の飛行計画の全部を同一の空港事務所に提出する場合の飛行計画をいう。

４．飛行計画の通報

（１）航空機は、飛行しようとするときは、次に掲げるところにより、事前に飛行計画を空港事務所に通報しなければならない。

ただし、有視界飛行方式により飛行する航空機（以下「ＶＦＲ機」という。）が、出発地を中心として半径９ｋｍ以内の範囲を飛行し、かつ、当該範囲内に着陸する場合はこの限りでない。

ａ．移動開始時刻の１２０時間より前に通報しないこと。

ｂ．計器飛行方式（以下「ＩＦＲ」という。）による場合は、航空交通流管理の効果を確保する観点から移動開始時刻の２時間前までに飛行計画を通報することが望ましいが、少なくとも移動開始時刻の３０分前までに通報すること。

ｃ．福岡ＦＩＲ以外のＦＩＲ（以下「外国ＦＩＲ」という。）を航行する場合は、外国ＦＩＲを管轄するＡＴＳ当局が要求する時刻の前までに関係する航空交通管制機関に到達するよう通報すること。

ｄ．ＶＦＲ機であって、捜索又は救助のため飛行を開始する前に飛行計画を通報するいとまのない場合若しくは離陸しようとする場外離着陸場において飛行計画を通報する手段のない場合は、飛行を開始した後に出発地を中心として半径９ｋｍ以内の範囲において速やかに通報すること。

注　空港事務所とは、「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示」に定める空港事務所をいう。

（２）飛行計画の通報は、口頭（無線電話によるものを含む。）又は文書により行うものとする。

注１　航空運送事業者のうち、航空局の承認を受けたものは、専用通信回線を利用して航空局の通信設備へ接続を行うことにより通報することができる。この方法による通報を行う場合の手続き等については、航空局交通管制部運用課に確認すること。

注２　ＳＷＩＭによるフライトプラン登録サービス（以下「ＳＷＩＭサ

ービス」という。）利用者として登録をした場合は、ＳＷＩＭサービスにより通報することができる。この方法により通報を行う場合の手続き等については、ＳＷＩＭサービスの情報サービス提供者に確認すること。また、ＳＷＩＭサービスによる飛行計画の通報については、ＳＷＩＭ運用規程に基づくドキュメント「ユーザーズガイド（操作説明書）」又は「ＳＷＩＭサービスＡＰＩ連携仕様書」を確認すること。

（３）飛行計画には、次の事項を明らかにしなければならない。

ａ．航空機の国籍記号、登録記号及び無線呼出符号
ｂ．航空機の型式及び機数
ｃ．機長（ただし、編隊飛行の場合は編隊指導者）の氏名
ｄ．計器飛行方式又は有視界飛行方式（以下「ＶＦＲ」という。）の別
ｅ．出発地及び移動開始時刻
ｆ．巡航高度及び航路
ｇ．最初の着陸地及び離陸した後、当該着陸地の上空に到着するまでの所要時間
ｈ．巡航高度における真対気速度
ｉ．使用する無線設備
ｊ．代替空港等（ＩＦＲによる飛行であって代替空港等を定めない場合又はＶＦＲによる場合（電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターにあっては、代替空港等を定めない場合に限る）は不要）
ｋ．持久時間で表された燃料搭載量
ｌ．搭乗する総人数
ｍ．その他航空交通管制並びに捜索及び救助のため参考となる事項

注　「最初の着陸地及び離陸した後、当該着陸地の上空に到着するまでの所要時間」とは、離陸時刻から到着予定時刻（※）までの時間をいう。

※　到着予定時刻

計器飛行方式により飛行する航空機（以下「ＩＦＲ機」という。）については、航空保安無線施設を利用して定められた計器進入方式の開始点たる地点※※（以下「開始点」という）上空に当該機が到達する予定時刻とする。

ただし、飛行場に関連する航空保安無線施設がない場合には、当該飛行場上空に到達する予定時刻とする。

また、ＶＦＲ機については、当該機が飛行場上空に到達する予定時刻とする。

※※　ＡＤＦ進入方式、ＶＯＲ進入方式、ＴＡＣＡＮ進入方式、ＶＯＲ／ＤＭＥ進入方式、ＩＬＳ進入方式、ＬＯＣ進入方式及びＲＮＰ／ＲＮＰ　ＡＲ進入方式の各開始点をいう。

ただし、開始点が示されていないＩＬＳ進入方式にあっては、当該進入方式中又は当該進入方式に至るまでの経路上における待機フィックスで目的地から最も近いものとする。

また、開始点に待機経路が設定されていない場合にあっては、当該進入方式に至るまで経路上における待機フィックスでその開始点から最も近いものとする。

５．飛行計画記入要領

飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国ＦＩＲを航行する航空機に必要な記入内容については、外国ＦＩＲに係る各国の航空路誌（以下「ＡＩＰ」という。）等で確認しなければならない。

５．１全般の記入

（１）飛行計画の構成は、別図１のとおりとする。

（２）飛行計画書の様式は、別図２のとおりとする。

（３）スルーフライトプランは、各飛行区間（離陸から着陸までをいう。）ごとに別葉とする。

（４）飛行計画に用いる文字等は、次のとおりとする。

ａ．文字は、アルファベットの大文字とし、字体は活字体とする。

ｂ．数字はアラビア数字とする。

ｃ．原則として英文で記述する。

（５）各項は、指定された枠内に記入する。

（６）各項に記入する文字等は、別に定めのある場合を除き、間隔をあけずに記入する。

（７）飛行計画に記入する時刻は、協定世界時（ＵＴＣ）とする。

（８）時刻及び時間は、分の単位までを４桁の数字で表示する。

（９）飛行計画書の提出者欄には、提出者の氏名を記入する。

５．２飛行計画各項の記入

（１）第７項　航空機識別

次に掲げるところにより、７文字以内の英数字（「－（ハイフォン）」、「／（スラッシュ）」等の記号は使用してはならない。）で記入する。

ａ．国籍記号及び登録記号の組合せ（国籍記号及び登録記号の組合せに

ＩＣＡＯ運航者電話略号（ＩＣＡＯ　ＤＥＳＩＧＮＡＴＯＲＳ　ＦＯＲ　ＡＩＲＣＲＡＦＴ　ＯＰＥＲＡＴＩＮＧ　ＡＧＥＮＣＩＥＳ，ＡＥＲＯＮＡＵＴＩＣＡＬ　ＡＵＴＨＯＲＩＴＩＥＳ　ＡＮＤ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ（ＤＯＣ　８５８５）に定める電話略号をいう。）を前置する場合を含む。）を無線呼出符号として使用する航空機並びに無線電話を搭載していない（搭載していても使用できない場合を含む。）航空機にあっては、当該航空機の国籍記号及び登録記号を記入する。

ｂ．ＩＣＡＯ運航者電話略号及び便名の組合せを無線呼出符号として使用する航空機にあっては、当該航空機の運航者を示すＩＣＡＯ３文字略号と当該便名を記入する。

ｃ．ＩＣＡＯ運航者電話略号及び登録記号の組合せを無線呼出符号として使用する航空機はＩＣＡＯ３文字略号と当該登録記号を記入する。

ｄ．上記ａ、ｂ及びｃに規定する航空機以外の航空機にあっては、当該機の無線呼出符号が７文字以下の場合には当該無線呼出符号を記入する。当該航空機の無線呼出符号が７文字を超える場合には７文字以内で当該航空機の識別ができるように省略したものを記入し、第１８項（その他の情報）に「ＣＡＬＬ＝」及びそれに続けて当該無線呼出符号を明記する。

注１　定期航空路線上において行う航空運送事業者の航空機の無線呼出符号は、原則としてＩＣＡＯ３文字略号と便名又は登録記号との組み合わせを用いるものであって、国籍記号及び登録記号の組み合わせを用いることはできない。

注２　旅客又は貨物を有償で運送しない航空機であって試験、訓練又は調査のために運航されるものについては、ＩＣＡＯ３文字略号と便名との組み合わせを無線呼出符号として用いることができない。

（２）第８項　飛行方式及び飛行の種類

ａ．飛行方式

次の表の飛行方式に該当する記号を記入する。この場合、「Ｙ」又は「Ｚ」を記入したときは、第１５項（経路等）に飛行方式を変更する地点を明記する。

記号	飛　行　方　式
Ｉ	ＩＦＲで飛行する場合
Ｖ	ＶＦＲで飛行する場合
Ｙ	ＩＦＲで出発し飛行中に飛行方式を１回以上変更する場合
Ｚ	ＶＦＲで出発し飛行中に飛行方式を１回以上変更する場合

ｂ．飛行の種類

次の表の飛行の種類に該当する記号を飛行方式記号の次に記入する。この場合、「Ｎ」、「Ｇ」又は「Ｘ」を記入したとき、若しくは「Ｓ」を記入したときであって臨時便のときは、第１８項（その他の情報）に「ＭＳＮ＝」及びそれに続けて飛行目的を明記する。

記号	飛　行　の　種　類
S	航空運送事業（定期）に係る飛行（外国人国際航空運送事業者の行うもの及び臨時便を含む。）
N	航空運送事業（定期以外）に係る飛行（外国人国際航空運送事業者の行うものを含む。）
G	航空機使用事業に係る飛行、訓練飛行、試験飛行、空輸及び自家用機の行う飛行
M	軍用機の行う飛行
X	その他の飛行

（３）第９項　航空機の数及び型式並びに後方乱気流区分

ａ．航空機の数

編隊飛行を行う場合は、その機数を記入する。また、第１８項（その他情報）に登録記号等の当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所から依頼があった内容を記入する。

ｂ．航空機の型式

（ａ）航空機型式略号（ＩＣＡＯ　ＡＩＲＣＲＡＦＴ　ＴＹＰＥ　ＤＥＳＩＧＮＡＴＯＲＳ（ＤＯＣ　８６４３））に指定する航空機の型式略号を記入する。

（ｂ）当該航空機が航空機型式略号の指定を受けていない航空機である場合又は異なる型式の航空機により編隊飛行を行う場合は、「ＺＺＺ」を記入し、第１８項（その他の情報）に「ＴＹＰ／」及びそれに続けてその型式を明記する。

ｃ．後方乱気流区分

次の表の後方乱気流カテゴリーに該当する記号を記入する。

記号	後方乱気流カテゴリー
J	エアバス式Ａ３８０－８００型
H	最大離陸重量が１３６，０００kg以上の航空機 （「Ｊ」に該当する航空機を除く）
M	最大離陸重量が7，０００kgを超え、１３６，０００kg未満の航空機

L	最大離陸重量が７，０００kg以下の航空機

（４）第１０項　無線設備等装備の種類及び当該機器の性能、並びに当該航空機の能力

ａ．無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力（第１０項ａ）

（ａ）次の表の装備区分に該当する記号を記入する

記号	装　備　区　分
N	航空法の規定により装備が義務づけられている使用可能な無線設備の一部又は全部を装備していない場合
S	航空法の規定により装備が義務づけられている使用可能な無線設備を装備している場合

（ｂ）上記（４）ａ．（ａ）により記入した「N」又は「S」に続けて、次の表の使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する記号を記入する。

記号	使用可能な搭載機器種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力
A	ＧＢＡＳ着陸システム
B	ＬＰＶ（ＡＰＶ　ｗｉｔｈ　ＳＢＡＳ）
C	ＬＯＲＡＮ　Ｃ
D	ＤＭＥ
Ｅ１	ＦＭＣ　ＷＰＲ　ＡＣＡＲＳ
Ｅ２	Ｄ－ＦＩＳ　ＡＣＡＲＳ
Ｅ３	ＰＤＣ　ＡＣＡＲＳ
F	ＡＤＦ
G	ＧＮＳＳ
H	ＨＦ　無線電話
Ｉ	慣性航法装置
Ｊ１	ＣＰＤＬＣ　ＡＴＮ　ＶＤＬ　モード２
Ｊ２	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＨＦＤＬ
Ｊ３	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＶＤＬ　モードＡ
Ｊ４	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＶＤＬ　モード２
Ｊ５	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＳＡＴＣＯＭ（ＩＮＭＡＲＳＡＴ）
Ｊ６	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＳＡＴＣＯＭ（ＭＴＳＡＴ）

Ｊ７	ＣＰＤＬＣ　ＦＡＮＳ　１／Ａ　ＳＡＴＣＯＭ（Ｉｒｉｄｉｕｍ）
Ｋ	ＭＬＳ
Ｌ	ＩＬＳ
Ｍ１	ＡＴＣ　ＳＡＴＶＯＩＣＥ（ＩＮＭＡＲＳＡＴ）
Ｍ２	ＡＴＣ　ＳＡＴＶＯＩＣＥ（ＭＴＳＡＴ）
Ｍ３	ＡＴＣ　ＳＡＴＶＯＩＣＥ（Ｉｒｉｄｉｕｍ）
Ｏ	ＶＯＲ
Ｐ１	ＣＰＤＬＣ　ＲＣＰ　４００
Ｐ２	ＣＰＤＬＣ　ＲＣＰ　２４０
Ｐ３	ＳＡＴＶＯＩＣＥ　ＲＣＰ　４００
Ｒ	ＰＢＮ航行の許可
Ｔ	ＴＡＣＡＮ
Ｕ	ＵＨＦ無線電話
Ｖ	ＶＨＦ無線電話
Ｗ	ＲＶＳＭ航行の許可
Ｘ	ＭＮＰＳ航行の許可
Ｙ	８．３３ｋＨｚチャンネル間隔能力を有するＶＨＦ
Ｚ	その他搭載機器又は能力

注１　外国ＦＩＲを航行する場合であって「Ｓ」を記入した場合には、「Ｌ」、「Ｏ」及び「Ｖ」の記号は省略することができる。

注２　「Ｇ」を記入した場合、第１８項（その他の情報）に「ＮＡＶ／」及びそれに続けてＧＮＳＳ補強の種類を明記する。

注３　「Ｒ」を記入した場合、第１８項（その他の情報）に「ＰＢＮ／」及びそれに続けて適用可能なＰＢＮの種別を明記する。

注４　「Ｚ」を記入した場合、第１８項（その他の情報）に「ＣＯＭ／」、「ＮＡＶ／」又は「ＤＡＴ／」及びそれに続けて当該機器の名称又は能力を明記する。

ｂ．監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力（第１０項ｂ）

（ａ）次の表の使用可能な搭載監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する記号を最大２０文字以内で記入する。

記号	使用可能な搭載監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力	
Ｎ	監視機器を搭載していない場合又は使用不能の場合	
Ａ	ＳＳＲモードＡ又はＣ	トランスポンダーモードＡ／３（４０９６コードのもの）を搭載している場合
Ｃ		トランスポンダーモードＡ／３（４０９６コードのもの）及びモードＣを搭載している場合
Ｅ	ＳＳＲモードＳ	トランスポンダーモードＳ（航空機識別、気圧高度及び拡張スキッタ（ＡＤＳ－Ｂ）の性能を有するもの）を搭載している場合
Ｈ		トランスポンダーモードＳ（航空機識別、気圧高度及び発展型監視の性能を有するもの）を搭載している場合
Ｉ		トランスポンダーモードＳ（航空機識別の能力を有し、気圧高度の性能を有しないもの）を搭載している場合
Ｌ		トランスポンダーモードＳ（航空機識別、気圧高度、拡張スキッタ（ＡＤＳ－Ｂ）及び発展型監視の性能を有するもの）を搭載している場合
Ｐ		トランスポンダーモードＳ（気圧高度の能力を有し、航空機識別の性能を有しないもの）を搭載している場合
Ｓ		トランスポンダーモードＳ（航空機識別及び気圧高度の性能を有するもの）を搭載している場合
Ｘ		トランスポンダーモードＳ（航空機識別及び気圧高度の性能を有しないもの）を搭載している場合
Ｂ１	ＡＤＳ－Ｂ	ＡＤＳ－Ｂ（専用周波数１０９０ＭＨｚのＡＤＳ－Ｂ「ＯＵＴ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用が認められている場合
Ｂ２		ＡＤＳ－Ｂ（専用周波数１０９０ＭＨｚのＡＤＳ－Ｂ「ＯＵＴ」及び「ＩＮ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用が認められて

		いる場合
Ｕ１		ＡＤＳ－Ｂ（ユニバーサル・アクセス・トランシーバ（ＵＡＴ）を使用した「ＯＵＴ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用が認められている場合
Ｕ２		ＡＤＳ－Ｂ（ユニバーサル・アクセス・トランシーバ（ＵＡＴ）を使用した「ＯＵＴ」及び「ＩＮ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用を認められている場合
Ｖ１		ＡＤＳ－Ｂ（ＶＤＬモード４を使用した「ＯＵＴ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用を認められている場合
Ｖ２		ＡＤＳ－Ｂ（ＶＤＬモード４を使用した「ＯＵＴ」及び「ＩＮ」の性能を有するもの）を搭載し、航空当局からその使用を認められている場合
Ｄ１	ＡＤＳ－Ｃ	ＡＤＳ－Ｃ（ＦＡＮＳ　１／Ａの性能を有するもの）を搭載している場合
Ｇ１		ＡＤＳ－Ｃ（ＡＴＮの性能を有するもの）を搭載している場合

注１　上記以外の監視機器を搭載しているときは、第１８項（その他の情報）に「ＳＵＲ／」及びそれに続けて監視機器の名称を明記する。

注２　ＲＳＰが適用可能な場合は、第１８項（その他の情報）に「ＳＵＲ／」及びそれに続けてＲＳＰの種別を明記する。

（５）第１３項　出発飛行場及び移動開始時刻

ａ．出発飛行場

出発飛行場は、その所在地を示すＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ４文字地点略号の指定がない場合は、「ＺＺＺＺ」を記入し、第１８項（その他の情報）に「ＤＥＰ／」及びそれに続けて飛行場名（場外離着陸場を表す名称及び地名も含む。）を明記する。

ｂ．移動開始時刻

移動開始時刻は、出発飛行場の次に記入する。

（６）第１５項　経路等

ａ．巡航速度

次に掲げるところにより、最初の巡航速度を真対気速度（ＴＡＳ）

により表示する。

（ａ）ノットにより表示する場合は、「Ｎ」に続けて当該ノット数を４桁の数字で１の位まで記入する。

（ｂ）マック数により表示する場合は、「Ｍ」に続けて当該マック数を３桁の数字で少数点第２位まで記入する。ただし、少数点の記入は省略する。

ｂ．巡航高度

（ａ）巡航高度を定めて飛行する場合、次に掲げるところにより、巡航速度に続けて最初の巡航高度を記入する。

ア．フィートにより表示する場合は、次のいずれかによる。

（ア）フライトレベルで表示する場合は、「Ｆ」に続けて当該フライトレベルを３桁の数字で記入する。

（イ）アルティチュードで表示する場合は、「Ａ」に続けて当該フィート数を３桁の数字で１００フィートの単位まで記入する。

（ｂ）特定の高度を定めず有視界飛行方式で飛行する場合は、「ＶＦＲ」と記入する。

ｃ．経路

（ａ）地点等の表示をしなければならない地点

経路を表示する場合において、地点等の表示をしなければならない当該経路上における地点（以下「表示地点」という。）は次のとおりとする。

ア．航空路、洋上転移経路、及びＡＩＰ等において公示された経路（以下「ＡＴＳ経路」という。）への進入点（出発飛行場を除く。）

イ．ＡＴＳ経路から他のＡＴＳ経路へ飛行する場合は、それらの交差点

ウ．ＡＴＳ経路からの離脱点

エ．巡航速度（ＴＡＳを５％以上又はＭａｃｈ数を０．０１以上変更する場合に限る。）、巡航高度又は飛行方式の変更点

オ．経路変更点及び原則として飛行時間が３０分又は距離が２００海里を超えない地点（ＡＴＳ経路外を飛行する場合に限る。）

カ．民間訓練試験空域（民間訓練試験空域で訓練試験飛行等を行う場合に限る。）（ただし、この場合にあっては、空域名を記載することで足りる。）

（ｂ）表示地点の表示方法

ア．ＡＩＰ等において、位置通報点、航空保安無線施設等（以下

「特定地点」という。）の記号が公示されている場合は、当該記号を記入する。

イ．ＡＩＰ等において、特定地点の記号が公示されていない場合は、次のいずれかによる。

（ア）緯度及び経度で表示する場合は、緯度を表わす数字（原則として４桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び北緯を示す記号「Ｎ」又は南緯を示す記号「Ｓ」並びに経度を表わす数字（原則として５桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び東経を示す記号「Ｅ」又は西経を示す記号「Ｗ」をこの順に続けて記入する。

ただし、緯度及び経度の分の単位が共に０である場合は、分を表わす数字「００」の表示を省略する。

（イ）特定地点からの方位及び距離で表示する場合は、当該地点のＡＩＰ等で公示する記号、当該地点からの磁方位（３桁の数字で度により１の位まで表示するものとする。）及び距離（３桁の数字で海里により１の位まで表示するものとする。）をこの順に続けて記入する。

（ウ）ＶＦＲによる飛行を行う場合であって、著名な都市、湖沼、山岳等又はそれらの地点からの方位及び距離で表示する場合）は、当該地点の名称を記入するか又は当該地点の名称並びに当該地点からの真方位（３桁の数字で度により１の位まで表示するものとする。）及び距離（３桁の数字で海里により１の位まで表示するものとする。）をこの順に続けて記入する。

（エ）民間試験訓練空域において訓練試験飛行等を実施しようとする場合、当該空域名を記入する。

（ｃ）巡航速度等の変更の表示方法

ア．巡航速度又は巡航高度を変更する場合は、当該地点の表示に続けて斜線「／」、変更しようとする巡航速度及び変更しようとする巡航高度を記入する。なお、巡航速度又は巡航高度のいずれか一方を変更する場合であっても両方を記入する。

イ．飛行方式を変更する場合、当該変更点（巡航速度又は巡航高度の変更を伴うときは、上記のア．の記載に従って当該地点に続けて記入した巡航速度及び巡航高度）の次に１字あけて変更しようとする飛行方式を表示する記号「ＩＦＲ」又は「ＶＦＲ」を記入する。

（ｄ）経路の表示方法

矢印「→」の次に、以下の指示に従い、必要事項を記入する。

ア．当該経路上に表示地点がない場合

ＡＴＳ経路を飛行するものについては、ＡＩＰ等において公示されている当該ＡＴＳ経路の記号（以下本要領において「ＡＴＳ経路記号」という。）を、ＡＴＳ経路以外を飛行するものについては、「ＤＣＴ」の記号を記入する。

イ．当該経路上に表示地点がある場合

（ア）出発飛行場から最初の表示地点まで及び最後の表示地点から目的飛行場までＡＴＳ経路を飛行する場合にあっては、当該ＡＴＳ経路を示すＡＴＳ経路記号を、ＡＴＳ経路以外を飛行する場合にあっては「ＤＣＴ」の記号を記入する。

（イ）表示地点間

各表示地点については、飛行する順に地点等の表示を行い、各表示地点間については、当該区間がＡＴＳ経路である場合にあっては当該ＡＴＳ経路を示すＡＴＳ経路記号で、ＡＴＳ経路以外である場合にあっては「ＤＣＴ」の記号で結ぶものとする。

（ウ）上記の（ア）及び（イ）に従って表示されたＡＴＳ経路記号、「ＤＣＴ」の記号及び表示地点等の表示は、それぞれ記号等の間を１字あけて記入する。

（エ）上記の（ア）及び（イ）の規定にかかわらずＡＴＳ経路以外を飛行する場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、「ＤＣＴ」の記号の表示を省略することができる。

ⅰ．国内フライトの場合

ⅱ．「ＤＣＴ」の記号によって結ばれる２地点の表示が共に緯度及び経度で表示される場合

ⅲ．「ＤＣＴ」の記号によって結ばれる２地点の表示が共に航空保安無線施設からの方位及び距離で表示される場合

（ｅ）巡航上昇により飛行する場合は、「Ｃ／」に続けて巡航上昇開始点を記入し、その後に「／」を前置して巡航上昇の速度、その後に巡航上昇開始高度及び巡航上昇終了高度を順に記入する。

ただし、巡航上昇終了高度を定めない場合は、巡航上昇終了高度に代えて「ＰＬＵＳ」を記入する。

（７）第１６項　目的飛行場及び所要時間並びに代替目的飛行場

ａ．目的飛行場及び所要時間

（ａ）目的飛行場は、その所在地を示すＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ４文字地点略号の指定がない場合は、「ＺＺＺ

Ｚ」を記入し、第１８項（その他の情報）に「ＤＥＳＴ／」及びそれに続けて飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を記入する。

（ｂ）所要時間は、目的飛行場の次に記入する。

ｂ．代替目的飛行場

矢印「→」の次に当該代替目的飛行場の所在地を示すＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ４文字地点略号の指定がない場合は、「ＺＺＺＺ」を記入し、第１８項（その他の情報）に「ＡＬＴＮ／」及びそれに続けて飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を記入する。

（８）第１８項　その他の情報

次に掲げるところにより、記入する。なお、次に掲げるもの以外で「／」及び「－」の記号を使用してはならない。

ａ．記入する情報がない場合は、「０（ゼロ）」を記入する。

ｂ．情報を記入する場合、次に掲げる事項のうち該当するものをその順序で記入する。この場合、事項ごとに１字あけるものとする。

注１　（ｕ）ア．～シ．については順序は問わない。

注２　第１８項の記入例を別表２に記載する。

（ａ）航空交通業務上特別の処理を必要とする理由

航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「ＳＴＳ／」及びそれに続けて次に掲げる表のうち該当する記号を記入する。なお、２以上の理由がある場合には、１字をあけて記入する。

記　号	理　　由
ＡＬＴＲＶ	空域留保（ＡＬＴＲＶ）に従って運航する飛行
ＡＴＦＭＸ	当局から航空交通流管理方式の適用除外承認を受けた飛行
ＦＦＲ	消火活動のための飛行
ＦＬＴＣＫ	飛行検査業務のための飛行
ＨＡＺＭＡＴ	危険物を輸送する飛行
ＨＥＡＤ	国家元首が搭乗する飛行
ＨＯＳＰ	医療当局からの要請に基づく飛行
ＨＵＭ	人道支援のための飛行
ＭＡＲＳＡ	軍機関が軍用機の間隔設定の責任を有する飛行
ＭＥＤＥＶＡＣ	重篤な救急救命による移動のための飛行

ＮＯＮＲＶＳＭ	ＲＶＳＭ適用空域内におけるＲＶＳＭ非適合機による飛行
ＳＡＲ	捜索救難業務に従事するための飛行
ＳＴＡＴＥ	軍、税関、警察業務に従事するための飛行

注１　上記以外の理由で航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「ＲＭＫ／」及びそれに続けて５．２（８）ｂ．（ｕ）シ．「機長が航空交通業務に関し必要と認める事項」としてその理由を記入する。

注２　ＳＴＳ／ＮＯＮＲＶＳＭを記入する場合は、第１０ａ項に「W」を記入してはならない。また、当該飛行について、航空交通管理センターと調整が完了している場合は、「ＲＭＫ／」及びそれに続けて「ＡＰＶＤ　ＮＯＮ　ＲＶＳＭ」を記入する。

（ｂ）ＲＮＡＶ、ＲＮＰの種別

第１０ａ項の無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｒ」を記入した場合は、「ＰＢＮ／」及びそれに続けて次に掲げる表のうち該当する記号を最大１６文字（８項目）以内で記入する。

記号	ＲＮＡＶの種別
Ａ１	ＲＮＡＶ１０（ＲＮＰ１０）
Ｂ１	ＲＮＡＶ５　許可されたセンサー全て
Ｂ２	ＲＮＡＶ５　ＧＮＳＳ
Ｂ３	ＲＮＡＶ５　ＤＭＥ／ＤＭＥ
Ｂ４	ＲＮＡＶ５　ＶＯＲ／ＤＭＥ
Ｂ５	ＲＮＡＶ５　ＩＮＳ又はＩＲＳ
Ｂ６	ＲＮＡＶ５　ＬＯＲＡＮ　Ｃ
Ｃ１	ＲＮＡＶ２　許可されたセンサー全て
Ｃ２	ＲＮＡＶ２　ＧＮＳＳ
Ｃ３	ＲＮＡＶ２　ＤＭＥ／ＤＭＥ
Ｃ４	ＲＮＡＶ２　ＤＭＥ／ＤＭＥ／ＩＲＵ
Ｄ１	ＲＮＡＶ１　許可されたセンサー全て
Ｄ２	ＲＮＡＶ１　ＧＮＳＳ
Ｄ３	ＲＮＡＶ１　ＤＭＥ／ＤＭＥ
Ｄ４	ＲＮＡＶ１　ＤＭＥ／ＤＭＥ／ＩＲＵ

記号	ＲＮＰの種別
Ｌ１	ＲＮＰ４
Ｏ１	Ｂａｓｉｃ　ＲＮＰ１　許可されたセンサー全て
Ｏ２	Ｂａｓｉｃ　ＲＮＰ１　ＧＮＳＳ
Ｏ３	Ｂａｓｉｃ　ＲＮＰ１　ＤＭＥ／ＤＭＥ
Ｏ４	Ｂａｓｉｃ　ＲＮＰ１　ＤＭＥ／ＤＭＥ／ＩＲＵ
Ｓ１	ＲＮＰ　ＡＰＣＨ
Ｓ２	ＢＡＲＯ－ＶＮＡＶ有りのＲＮＰ　ＡＰＣＨ
Ｔ１	ＲＦ有りのＲＮＰ　ＡＲ　ＡＰＣＨ（特別承認が必要）
Ｔ２	ＲＦ無しのＲＮＰ　ＡＲ　ＡＰＣＨ（特別承認が必要）

注１　該当する記号が次に掲げる表の左欄にある記号の場合は、右欄にある記号のみを記入すれば足りる。

該当する記号	記入する記号
Ｂ２、Ｂ３、Ｂ４及びＢ５	Ｂ１
Ｃ３及びＣ４	Ｃ４
Ｃ２及びＣ４	Ｃ１
Ｄ３及びＤ４	Ｄ４
Ｄ２及びＤ４	Ｄ１
Ｏ３及びＯ４	Ｏ４
Ｏ２及びＯ４	Ｏ１

注２　ＲＮＰの種別が「ＲＮＰ　ＡＰＣＨ」に係る記号（Ｓ１、Ｓ２）及び「ＲＮＰ　ＡＲ　ＡＰＣＨ」に係る記号（Ｔ１、Ｔ２）にあっては、それぞれの種別毎に該当するいずれかの記号を記入すれば足りる。

注３　上記注１及び注２に関わらず記入する記号が１６文字（８項目）を超える場合は、第１０項ａの無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｚ」を記入するとともに、「ＮＡＶ／」及びそれに続けて当該飛行に最も関係が少ないＲＮＡＶ、ＲＮＰの種別に該当する記号を記入する。

（ｃ）ＧＮＳＳ補強の種類

第１０項ａの無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該

機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｇ」を記入した場合、「ＮＡＶ／」及びそれに続けてＧＮＳＳ補強の種類（２種類以上のＧＮＳＳ補強を有する場合は１字あけて）を記入する。

ただし、上記（ｂ）注３の記入を行った場合は、「ＮＡＶ／」を省略し、記入されている項目から１字あけ、当該事項を記入する。

（ｄ）航行機器

第１０項ａの無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｚ」を記入した場合であって、第１０ａ項に記載されていない航行機器を搭載している場合、「ＮＡＶ／」及びそれに続けて当該航行機器の名称を記入する。

ただし、上記（ｂ）注３又は（ｃ）の記入を行った場合は、「ＮＡＶ／」を省略し、記入されている項目から１字あけ、当該事項を記入する。

（ｅ）無線通信機器

第１０項ａの無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｚ」を記入した場合であって、第１０項ａに記載されていない無線通信機器を搭載している場合は、「ＣＯＭ／」及びそれに続けて当該無線通信機器の名称を記入する。

（ｆ）データリンク機器

第１０項ａの無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力に「Ｚ」を記入した場合であって、第１０項ａに記載されていないデータリンク機器を搭載している場合は、「ＤＡＴ／」及びそれに続けて当該データリンク機器の名称を記入する。

（ｇ）監視機器

第１０項ｂの監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に記載されていない監視機器を搭載している場合は、「ＳＵＲ／」及びそれに続けて当該監視機器の名称を記入する。

（ｈ）ＲＳＰの種別

ＲＳＰが適用可能な場合、「ＳＵＲ／」及びそれに続けてＲＳＰの種別（２種類以上のＲＳＰの種別を有する場合は１字あけて）を記入する。ただし、上記（ｇ）の記入を行った場合は、「ＳＵＲ／」を省略し、記入されている項目から１字あけるものとする。

（ｉ）出発飛行場名

第１３項の出発飛行場名に「ＺＺＺＺ」を記入した場合は、「ＤＥＰ／」及びそれに続けて当該出発地を管轄する空港事務所（海上

又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所のことをいう。）のＩＣＡＯ４文字地点略号の下３桁、ピリオド及び出発飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。

なお、出発飛行場名に代えて当該出発地の位置を記載する場合は、次に掲げるところにより、記入する。

ア．緯度及び経度で表示する場合、緯度を表わす数字（４桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び北緯を示す記号「Ｎ」又は南緯を示す記号「Ｓ」並びに経度を表わす数字（５桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び東経を示す記号「Ｅ」又は西経を示す記号「W」をこの順に続けて記入する。

イ．特定地点からの方位及び距離で表示する場合、当該地点のＡＩＰ等で公示する記号、当該地点からの磁方位（３桁の数字で度により１の位まで表示するものとする。）及び距離（３桁の数字で海里により１の位まで表示するものとする。）を順に記入する。

（ｊ）目的飛行場名

第１６項の目的飛行場に「ＺＺＺＺ」を記入した場合は、「ＤＥＳＴ／」及びそれに続けて当該目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を目的地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所のことをいう。）のＩＣＡＯ４文字地点略号の下３桁、ピリオド及び目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。

なお、目的飛行場名に代えて当該目的地の位置を記載する場合には、上記（ｉ）のア．又はイ．のいずれかによる。

（ｋ）出発日

移動開始時刻が２４時間以降の飛行計画を提出する場合については、「ＤＯＦ／」及びそれに続けて出発年月日（年については西暦の下２桁、月及び日についてはそれぞれ２桁で表すこととする。）を記入する。

（ｌ）航空機の国籍記号及び登録記号

第７項に記入した航空機識別と航空機の国籍記号及び登録記号が異なる場合については、「ＲＥＧ／」及びそれに続けて当該航空機の国籍記号及び登録記号を記入する。

（ｍ）特定地点までの時間

当局又は地区協定により要求される場合については、「ＥＥＴ／」及びそれに続けて要求された地点又はＦＩＲの境界を示すＩＣ

ＡＯ４文字地点略号、及び離陸してから当該地点に至るまでの所要時間を記入する。

（ｎ）セルコールコード

外国ＦＩＲを飛行する航空機又は航空路Ｖ７１を飛行する航空機は、「ＳＥＬ／」及びそれに続けて当該航空機のセルコールコードを記入する。

（ｏ）航空機の数及び型式

第９項に「ＺＺＺＺ」を記入した場合は、次に掲げるところにより、航空機の数又は型式を記入する。

ア．航空機型式略号の指定を受けていない航空機は、「ＴＹＰ／」及びそれに続けて当該航空機の型式を記入する。

イ．異なる型式の航空機により編隊飛行を行う場合、「ＴＹＰ／」及びそれに続けて航空機の型式ごとに１字あけてその数及び型式を記入する。

（ｐ）運航者略号又は運航者名

第７項に記入した航空機識別がＩＣＡＯ３文字略号により表示されていない場合については、「ＯＰＲ／」及びそれに続けてＩＣＡＯ３文字略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ３文字略号が登録されていない運航者が外国ＦＩＲを航行する場合は、当該運航者名を記入し、福岡ＦＩＲ内のみを航行する場合は、ＡＩＰに公示されている運航者略号を記入する。

（ｑ）飛行計画に関する問い合わせ先のＡＦＴＮアドレス又は連絡先専用通信回線により通報した飛行計画であって、その通報の発信者のＡＦＴＮアドレスが飛行計画に関する問い合わせ先と異なる場合、「ＯＲＧＮ／」及びそれに続けて飛行計画に関する問い合わせ先のＡＦＴＮアドレス又は連絡先を記入する。

（ｒ）代替目的飛行場名

第１６項の代替目的飛行場に「ＺＺＺＺ」を記入した場合は、「ＡＬＴＮ／」及びそれに続けて当該代替目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所のことをいう。）のＩＣＡＯ４文字地点略号の下３桁、ピリオド及び代替目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。

なお、代替目的飛行場名に代えて当該代替目的地の位置を記載する場合には、上記（ｉ）のア．又はイ．のいずれかによる。

（ｓ）途中経路における代替飛行場名

必要に応じ、「ＲＡＬＴ／」及びそれに続けて途中経路における

代替飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ４文字地点略号の指定がない場合は、当該途中経路における代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所のことをいう。）のＩＣＡＯ４文字地点略号の下３桁、ピリオド及び途中経路における代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。

なお、途中経路における代替飛行場名に代えて当該途中経路の代替地の位置を記載する場合には、上記（ｉ）のア．又はイ．のいずれかによる。

（ｔ）離陸代替飛行場名

必要に応じ、「ＴＡＬＴ／」及びそれに続けて離陸代替飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ただし、ＩＣＡＯ４文字地点略号の指定がない場合は、当該離陸代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所のことをいう。）のＩＣＡＯ４文字地点略号の下３桁、ピリオド及び離陸代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。

なお、離陸代替飛行場名に代えて当該離陸代替地の位置を記載する場合には、上記（ｉ）のア．又はイ．のいずれかによる。

注　離陸代替飛行場

出発地を離陸後、出発地に引き返すことができないような場合のために選定する代替飛行場をいう。

（ｕ）その他

「ＲＭＫ／」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入する。この場合、各項目間は１字あけるものとする。

ア．第７項に記入した航空機識別が当該航空機の無線呼出符号を７文字以内に省略した場合については、「ＣＡＬＬ＝」及びそれに続けて省略前の当該無線呼出符号を記入する。

イ．第８項の飛行の種類に「Ｎ」、「Ｇ」又は「Ｘ」を記入した場合、若しくは「Ｓ」を記入したときであって臨時便の場合については、「ＭＳＮ＝」及びそれに続けて別表１において定める略号を記入する。

当該略号が「ＣＭ」、「ＰＧ」又は「ＰＯ」の場合は、略号の次に１字あけて飛行目的をより詳細に記入する。

ウ．編隊飛行を行う場合については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所から依頼があった登録記号等を記入する。

エ．ＶＦＲで飛行する場合であって、飛行経路上において位置報告を行うことを予定する飛行については、「ＮＯＴＥ＝ＲＥＰ＝」及びそれに続けて位置報告予定地点名を記入する。

オ．地上において到着の通知を行うことが困難である場外離着陸場を目的地とし、引き続き当該場外離着陸場から離陸した後にその上空から広域対空援助局を経由して当該場外離着陸場への到着の通知を行うことを予定する飛行計画については、次に掲げるところにより記入する。

（ア）スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を目的地とする飛行計画にあっては、「ＮＯＴＥ＝ＣＬＳ＝」及びそれに続けて、到着前に到着予定時刻及び次の連絡予定時刻の通知を行う広域対空援助局の呼出名称及び周波数を項目ごとにスペースで区切って記入する。

ただし、エ．の記入を行ったときは、「ＮＯＴＥ＝」を省略する。

（イ）スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を出発地とする飛行計画にあっては、「ＮＯＴＥ＝ＣＴＣ＝」及びそれに続けて、上記（ア）の連絡予定時刻において到着時刻及び出発時刻の通知を行う当該広域対空援助局の呼出名称及び周波数を記入する。

ただし、エ．の記入を行ったときは、「ＮＯＴＥ＝」を省略する。

カ．民間訓練試験空域において訓練試験飛行等を行う場合にあっては、「ＮＯＴＥ＝ＣＴＣ＝」及びそれに続けて当該民間訓練試験空域のＣｏｎｔｒｏｌｌｉｎｇ　Ｆａｃｉｌｉｔｙ又はＣｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ　Ｆａｃｉｌｉｔｙの呼出名称、周波数及び「ＡＳＭ＝」に続けて航空交通管理センターと調整した調整番号を項目ごとにスペースで区切って記入する。

ただし、エ．又はオ．の記入を行ったときは、「ＮＯＴＥ＝」を省略する。

キ．フルストップ（１通の飛行計画により、出発地又は目的地（空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が所在する空港及び遠隔により飛行場対空援助業務が提供される空港に限る。）において、航空機が着陸後に滑走路上又は

滑走路を離脱して停止し、再び離陸するという飛行を同一の空港にて行う飛行形態をいう。）を行う場合は、「ＦＳ」及びそれに続けてフルストップ回数（２桁）及び実施する飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

ク．ＶＦＲで飛行する場合であって、ＴＣＡアドバイザリーを要求する場合は、「ＴＣＡ＝」及びそれに続けて次のとおり記入する。

（ア）出発飛行場に係るターミナルコントロールエリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリー業務を行う飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号を記入する。

（イ）通過するターミナルコントロールエリア又は目的飛行場に係るターミナルコントロールエリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリー業務を行う飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号及びＴＣＡ進入予定時刻を記入する。

（ウ）複数の異なるターミナルコントロールエリアで、ＴＣＡアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリー業務を行う飛行場のＩＣＡＯ４文字地点略号又は当該エリアにおいて、ＴＣＡアドバイザリー業務を行う飛行場ＩＣＡＯ４文字地点略号及びＴＣＡ進入予定時刻を「＝」で区切って記入する。

ケ．管制区管制所の空域において行うＶＦＲによる特殊飛行（測量、調査、フライトチェック等）であって、当該管制区管制所と事前に調整済のものは、「ＶＦＲ＝Ｐ」を記入する。

コ．ＲＶＳＭ適用空域内におけるＲＶＳＭ非適合機よる飛行について、航空交通管理センターと調整が完了している場合には、「ＡＰＶＤ　ＮＯＮ　ＲＶＳＭ」を記入する。

サ．機長が航空交通業務に関し必要と認める事項がある場合は、当該事項を記入する。

シ．飛行計画の記載方法について、当局（本邦及び外国の当局を含む。）から指示があった場合は、下記に連絡すること。

国土交通省航空局交通管制部運用課

電話：　０３－５２５３－８１１１（内線）５１３２７

又は　０３－５２５３－８７５１

ＦＡＸ：　０３－５２５３－１６６４

（９）第１９項　補足情報

次に掲げる事項のうち、該当するものをその順序及び方法で記入又は抹消する。この場合、事項ごとに１字あけるものとする。

ａ．燃料搭載量

「Ｅ／」に続けて燃料搭載量を持久時間（４桁の数字で分の単位まで表示する。）で記入する。

ｂ．搭乗する総人数

「Ｐ／」に続けて搭乗する総人数を記入する。

ただし、飛行計画提出時に搭乗する総人数が不明な場合は、「ＴＢＮ」を記入する。

ｃ．航空機用救命無線機等

「Ｒ／ＵＶＥ」について、周波数２４３．０ＭＨｚのＵＨＦが使えない場合はＵを、周波数１２１．５ＭＨｚのＶＨＦが使えない場合はＶを、航空機用救命無線機（ＥＬＴ）が使えない場合はＥを抹消する。

ｄ．救急用具

「Ｓ／ＰＤＭＪ」について、救急用具を搭載していない場合はＳからＪまでを、極地用救急用具を搭載していない場合はＰを、砂漠用救急用具を搭載していない場合はＤを、海上用救急用具を搭載していない場合はＭを、密林用救急用具を搭載していない場合はＪを抹消する。

ｅ．救命胴衣

「Ｊ／ＬＦＵＶ」について、救命胴衣を搭載していない場合はＪからＶまでを、灯火付き救命胴衣を搭載していない場合はＬを、蛍光発光染料付き救命胴衣を搭載していない場合はＦを、ＶＨＦ無線機付き救命胴衣を搭載していない場合はＶを、ＵＨＦ無線機付き救命胴衣を搭載していない場合はＵを抹消する。

ｆ．救命ボート

「Ｄ／」に続けて搭載している救命ボートの数を、矢印「→」の次に全収容人員数を、「Ｃ→」の次に救命ボートの色を記入する。救命ボートを搭載していない場合はＤ及びＣを、救命ボートにカバーがない場合はＣを抹消する。

ｇ．航空機の色及びマーキング

「Ａ／」に続けて航空機の色及び主要なマーキングの説明書きを記入する。

ｈ．備考

「Ｎ／」に続けてその他の搭載救急用具及び救急用具に関する特記事項を記入する。備考がなければＮを抹消する。

ｉ．機長

「Ｃ／」に続けて機長の氏名を記入する。

附則（平成２４年９月３日　国空用第２７９号）
１．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。
２．本要領の施行日から平成２４年１１月１５日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、ＡＩＰ　ＥＮＲ　１．１０　飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。

附則（平成２４年１０月９日　国空用第３４９号）
１．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。

附則（平成２５年１０月１７日　国空用第３１６号）
１．本要領は、平成２５年１０月１７日から施行する。
２．本要領の施行の日において、監視機器ＡＤＳ－Ｂを使用した運航を既に行っている場合にあっては、平成２５年１２月１１日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。

附則（平成２７年２月３日　国空用第６６８号）
１．本要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附則（平成２８年１０月１３日　国空用第４４９号）
１．本要領は、平成２８年１１月１０日から施行する。

附則（平成３０年３月１５日　国空用第９２９号）
１．本要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附則（平成３１年３月６日　国空用第８０７号）
１．本要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則（令和２年３月６日　国空用第７７９号）
１．本要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和２年１０月１日　国空用第３２５号）
１．本要領は、令和２年１１月５日から施行する。

附則（令和３年９月１５日　国空用第３３５号）
１．本要領は、令和３年１０月１日から施行する。

附則（令和４年９月２９日　国空用第４５１号）
１．本要領は、令和４年１０月６日から施行する。

附則（令和５年３月８日　国空用第８９７号）
１．　本要領は、令和５年４月１日から施行する。

附則（令和５年１２月２１日　国空用第５８２号）
１．　本要領は、令和５年１２月３１日から施行する。

附則（令和８年２月１７日　国空用第８６３号）
１．本要領は、令和８年３月２４日から施行する。

附則（令和８年８月２０日　国空用第３９３号）
１．　本要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別図1

飛行計画の構成（提出飛行計画通報）

（　FPL　－航空機識別　－飛行方式及び飛行の種類

－航空機の数及び型式／後方乱気流区分

無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力／監視機器の種類及び当該機器の性能、並びに当該航空機の能力

－出発飛行場及び移動開始時刻

－巡航速度、巡航高度及び経路（必要に応じ、2行以上使用する。）

－目的飛行場、所要時間及び代替目的飛行場

－その他の情報（必要に応じ、2行以上使用する。）

－補足情報（3行以上使用する）

FLIGHT PLAN
飛 行 計 画

PRIORITY 優先順位 ADDRESSEE(S) 送付先

<<≡ＦＦ→

<<≡

FILING TIME 受付時刻 → ORIGINATOR 発信機関 <<≡

SPECIFIC IDENTIFICATION OF ADDRESSEE(S) AND/OR ORIGINATOR 略号が指定されていない送付先又は発信機関の名称

3 MESSAGE TYPE 通報型式 <<≡（ＦＰＬ

7 AIRCRAFT IDENTIFICATION 航空機識別 −

8 FLIGHT RULES 飛行方式 −

TYPE OF FLIGHT 飛行の種類 <<≡

9 NUMBER 航空機の数 −

TYPE OF AIRCRAFT 航空機の型式

WAKE TURBULENCE CATEGORY 後方乱気流区分 /

10 EQUIPMENT 使用する無線設備 − /

<<≡

13 DEPARTURE AERODROME 出発飛行場 −

TIME 移動開始時刻 <<≡

15 CRUISING SPEED 巡航速度 LEVEL 巡航高度 ROUTE 経路 −

→

<<≡

TOTAL EET 所要時間

16 DESTINATION AERODROME 目的飛行場 −

HR. MIN

→ ALTN AERODROME → 2ND. ALTN AERODROME <<≡

18 OTHER INFORMATION −

<<≡

SUPPLEMENTARY INFORMATION 補 足 情 報

19 ENDURANCE 燃料搭載量 − E/ HR. MIN

→ P/ PERSONS ON BOARD 搭乗する総人数

→ R/ EMERGENCY RADIO 航空機用救命無線機 UHF [U] VHF [V] ELT [E]

SURVIVAL EQUIPMENT 救急用具 → [S] / POLAR [P] DESERT [D] MARITIME [M] JUNGLE [J]

JACKET 救命胴衣 → [J] / LIGHT [L] FLUORES [F] UHF [U] VHF [V]

DINGHIES 救命ボート → [D] / NUMBER → CAPACITY → COVER [C] → COLOUR <<≡

AIRCRAFT COLOUR AND MARKINGS 航空機の色及びマーキング A /

REMARKS 備考 [N] / <<≡

PILOT-IN-COMMAND 機長 C / ） <<≡

FILED BY 提出者

SPACE RESERVED FOR ADDITIONAL REQUIREMENTS

別表1

飛行目的の略号

区　　分		略号
航空運送事業（定期）	国際線	ＳＩ
	国際線（臨時便）	ＸＩ
	国内線	ＳＤ
	国内線（臨時便）	ＸＤ
航空運送事業（定期以外）	国際線	ＮＩ
	国内線	ＮＤ
	周　回	ＮＲ
航空機使用事業	ー	ＣＭ
その他	試験飛行	ＰＴ
	空　　輸	ＰＦ
	公　　用	ＰＧ
	そ の 他	ＰＯ

別表２

飛行計画第１８項「その他の情報」の記入例

記入順位	記入項目１	記入項目２	記入例	補足
1	STS/		STS/SAR	
2	PBN/		PBN/B1D1S1T1	
3	NAV/		NAV/C2	PBN/に記入する記号が16文字を超え、NAV/に続けて当該RNAV、RNP種別に該当する記号を記載した場合
			NAV/GBAS SBAS	第10項aに「G」を記入した場合
			NAV/XXXXX	第10項aに「z」を記入し、NAV/に続けて第10項aに記載されていない航行機器を記入した場合
4	COM/		COM/XXXXX	
5	DAT/		DAT/XXXXX	
6	SUR/		SUR/XXXXX	
			SUR/RSP180	RSPが適用可能な場合
	DEP/	―	DEP/JTT.XXXXX	当該地が東京空港事務所の管轄区域の場合（JTT.）
7	DEST/		DEST/JOO.XXXXX	当該地が大阪空港事務所の管轄区域の場合（JOO.）
8	DOF/		DOF/121115	年月日（121115）
9	REG/		REG/JG12345	
	EET/		EET/RKSS0200	仁川FIR(RKSS)に入域するまでの所要時間(0200)
10	SEL/		SEL/OKTA	
11	TYP/		TYP/2F15 5F5	F15が2機(2F15）、F5が5機(5F5)
12	OPR/		OPR/ABC	
	ORGN/		ORGN/RJBBXXXX	
13	ALTN/		ALTN/JCC.XXXXX	当該地が新千歳空港事務所の管轄区域の場合（JCC.）
14	RALT/	―	RALT/OAH.XXXXX	当該地が那覇空港事務所の管轄区域の場合（OAH.）
15	TALT/		TALT/JSS.XXXXX	当該地が仙台空港事務所の管轄区域の場合（JSS.）

記入順位	記入項目１	記入項目２	記入例	補足
16	RMK/	CALL=	CALL=HUNTERXXX	無線呼出符号（HUNTERXXX）を第7項で「HNTXXX」と省略した場合
		MSN=	MSN=CM XXXXX	
		FM=JA1234		編隊飛行の場合、登録記号等、空港事務所から依頼があった内容を記入
		NOTE=REP=	NOTE=REP=ODAIBA	位置報告予定地点名（ODAIBA）
		NOTE=CLS=	NOTE=CLS=OSAKA INFO 135.6	スルーフライトプラン（最初の飛行計画）の場合 広域対空援助局呼出名称及び周波数（OSAKA INFO 135.6）
		NOTE=CTC=	NOTE=CTC=OSAKA INFO 135.6	スルーフライトプラン（最初の飛行計画に続く飛行計画）の場合 広域対空援助局呼出名称及び周波数（OSAKA INFO 135.6）
			NOTE=CTC=OSAKA INFO 135.6 ASM=A12345	民間訓練試験空域使用の場合 Facility呼出名称及び周波数（OSAKA INFO 135.6） 航空交通管理センターとの調整番号（A12345）
		FS	FS04RJOA	広島空港にてフルストップを4回実施する場合
		TCA=	TCA=RJGG TCA=RJFF0500	◆出発飛行場のﾀｰﾐﾅﾙｺﾝﾄﾛｰﾙｴﾘｱでTCAｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務を希望する場合 ◆通過する又は目的飛行場のﾀｰﾐﾅﾙｺﾝﾄﾛｰﾙｴﾘｱｴﾘｱでTCAアドバイザリー業務を希望する場合（入域予定時刻「0500」を記入）
		VFR=P		
		APVD NON RVSM		

※「XXXXX」はフリーテキスト